平成２９年（フ）第１１７３号
京都市北区紫野雲林院町９番地25
債務者　田中佐和子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
松江市西持田町１番地９
債務者　宮崎　隆史
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１３号
松江市北堀町85番地２　メゾン北中205号
債務者　後藤　和樹
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９７号
岡山県久米郡美咲町錦織1415番地２　南組住宅２棟３号、前住所岡山県津山市二宮2167番地３　ＶＩＳＴＡ二宮305号　（前々住所）
岡山県津山市小原108番地６　豊田マンション203号
債務者　河田謙太郎
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２６２号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅151号
債務者　菱川　保代（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３９０１号
大阪市東住吉区東田辺３丁目21番12号
債務者　今井　修二
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２９７号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘８番30号
債務者　濱口　滋一
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４０６号
大阪市北区豊崎１丁目12―６アスティオン梅田204、住民票上の住所大阪市西淀川区出来島２丁目９番７号　谷端方
債務者　杉本由美子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４０７号
大阪市北区豊崎１丁目12―６アスティオン梅田204、住民票上の住所大阪市西淀川区出来島２丁目９番７号　谷端方
債務者　杉本　京一
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４２５号
大阪市旭区大宮１丁目３番29号
債務者　犬塚　幸司
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６１号
大阪府門真市野里町４番１―903号、前住所大阪府門真市江端町18番13号
債務者　矢原慎二郎
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６５号
大阪市中央区備後町１丁目１番９―205号
債務者　平田　有紀
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５７３号
大阪府枚方市出口３丁目１番30―203号
債務者　大谷　幸代
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６３１号
大阪府東大阪市中石切町４丁目９番29号
債務者　奥谷　幸宏
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６９８号
大阪市東住吉区北田辺４丁目10番21号　エステート北田辺　601号
債務者　上村　圭美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８１３号
大阪市淀川区加島４丁目19番41号
債務者　南田　勇次
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８５３号
大阪市天王寺区上之宮町４番33号
債務者　深澤　眞理
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部